

平成23年4月6日  
住友生命保険相互会社

## 東日本大震災の被災地域のお客さまに対する 保険料払込猶予期間の延長に関する特別措置について

このたびの地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

住友生命保険相互会社（社長：佐藤 義雄）は、被災により保険料のお払い込みが困難な場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6ヵ月に延長するお取扱いを開始しておりますが、災害救助法適用地域（\*1）で保険料をお払い込み中のご契約については、保険料払込猶予期間延長のお申出がない場合でも自動的に猶予期間を最長6ヵ月に延長し、ご契約を有効に継続させていただくお取扱いを開始いたします（\*2）。

（\*1）大量の帰宅困難者の発生を受けて災害救助法の適用となっている東京都を除きます。

（\*2）保険料払込猶予期間経過後も契約の継続を希望される場合は、猶予期間に応じて別途保険料をお支払いいただく必要があります。

このたびの地震により被災されたお客さまの専用ダイヤル

0120-409-554

（月～金：午前9時～午後6時 土・日・祝：午前9時～午後5時）

以 上

## 東日本大震災に対する当社の主なお客さま対応

### 1. 災害関係特約の保険金等全額支払い

災害関係特約については、約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、今回はこれを適用せず災害死亡保険金等を全額お支払いいたします。

### 2. 保険料払込猶予期間の延長

災害救助法適用地域(\*1)で保険料をお払い済み中のご契約について、保険料払込猶予期間延長のお申出がない場合でも自動的に猶予期間を最長6ヵ月に延長いたします(\*2)。

(\*1)大量の帰宅困難者の発生を受けて災害救助法の適用となっている東京都を除きます。

(\*2)保険料払込猶予期間経過後も契約の継続を希望される場合は、猶予期間に応じて別途保険料をお支払いいただく必要があります。

### 3. 保険金、給付金、契約者貸付金等の簡易迅速なお取扱い

お手続きに必要な書類を一部省略させていただく等により、迅速なお支払いに努めて参ります。

### 4. 契約者貸付利率の減免

災害救助法が適用となる地域(\*1)の被災契約者の方々を対象として、新規に貸し付ける契約者貸付の利率の減免等を行います(\*2)。

(\*1)大量の帰宅困難者の発生を受けて災害救助法の適用となっている東京都を除きます。

(\*2)対象とならない商品もあります。

### 5. 入院給付金のお支払いについて

このたびの地震によりケガをされたお客さまが、病院の事情により、直ちに入院することができず、臨時施設等で医師の治療を受け、一定期間経過後にご入院された場合は、お申し出をいただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

また、病院の事情により、当初の予定より早い退院となり、その後は臨時施設等で治療を受けられた場合や、ご入院を伴わず全ての治療を臨時施設等で受けられた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

以上